



若葉が力強く芽吹く季節となりました。経済環境に目を向けると、中東情勢の緊張や資源価格の高止まりが続き、世界経済は先行き不透明感が広がっています。また、日本において、円安や金融政策の動向が引き続き注目され、企業活動への影響も無視できない状況です。このような環境下において、柔軟な対応と着実な取り組みをしていけたらと思っております。

令和8年4月から始まった新しい「公益信託制度について」

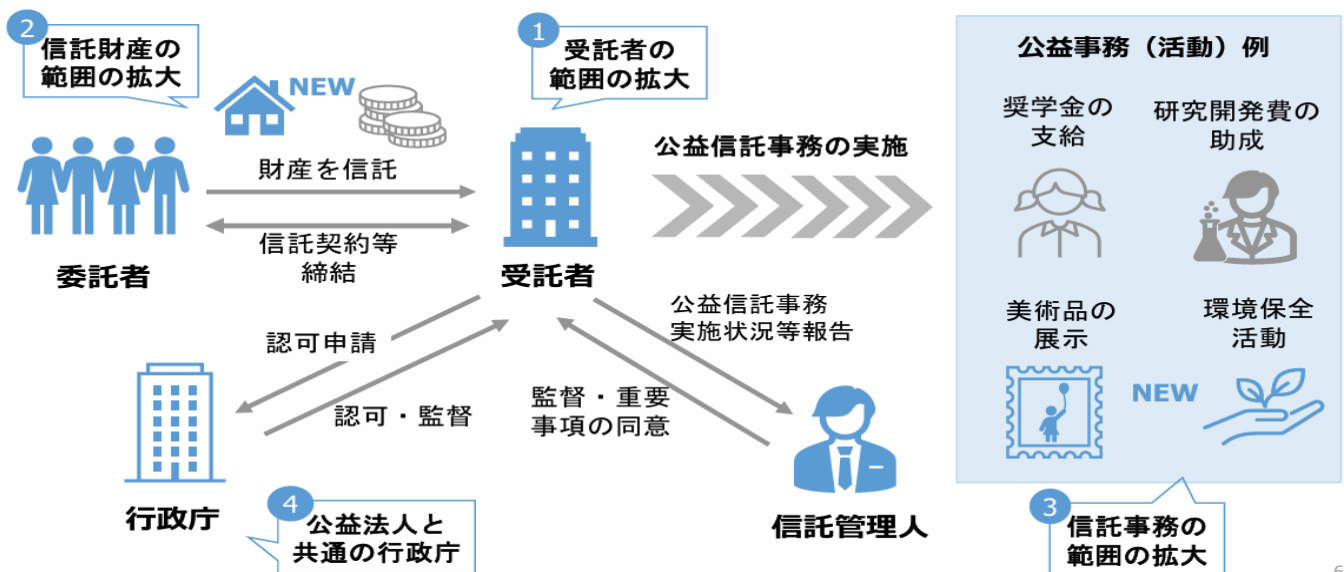
令和8年4月1日から「公益信託に関する法律（新公益信託法）」が施行されました。

公益信託は、**契約・遺言**により**委託者**から**受託者（担い手）**に託された財産を用いて、受託者が「**委託者の思い**」に沿った**公益活動**を継続的に行う仕組みです。

公益信託制度が抜本的に見直され、**民間の公益活動**のより身近なツールとなりました。改正前、**信託財産は金銭**に限定されていましたが、改正後は**有価証券や不動産なども信託財産**とすることができるようになりました。

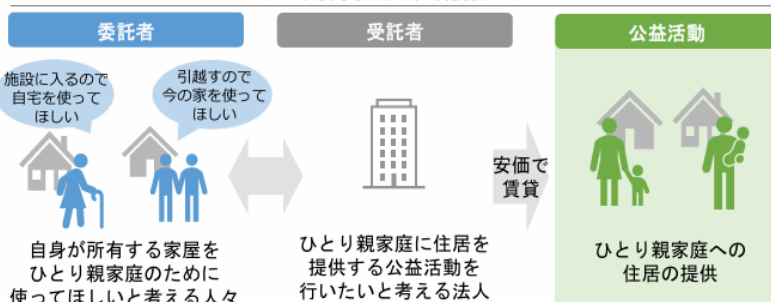
また、改正前、**受託者は信託会社**に限定されていましたが、改正後は**認可基準を満たせば、公益法人やNPO法人、個人も受託者**になることができるようになりました。

出典：内閣府



新しい公益信託のイメージ ～不動産の活用～

ひとり親家庭向け住居提供モデル



スキーム概要

- ・居住しなくなった家屋を信託財産とし、住居の確保に困っているひとり親家庭に賃貸することを目的として公益信託を設定
- ・受託者は、入居の募集、選考、家屋の維持・管理等の公益事務を行う

公益信託とするメリット：委託者が亡くなった後

も、委託者の意思を尊重し、**家屋が空き家にならず、使い続けることができる**

⇒地域の空き家対策にも貢献・受託者は、自らの資金で不動産を取得することなく、**ノウハウを活かして、希望する公益活動を行くことができる**

信託には、『家族や特定の誰か』のために使うもの、というイメージがありますが、**公益信託**は、財産を特定の誰かではない、**社会全体のために役立たせられるように預けるもの**です。
自身が亡くなった後も、ずっと世の中のために財産として役立てほしいという時に、**寄付のツール**として使うとよいと思います。

【祖父母の遺産を孫へ・・・代襲相続とは】

父親が亡くなった際に、自らの資産は充分にあるため、父親（被相続人）の遺産を自分の子（被相続人の孫）に譲りたいと考えた場合、「自分が相続を放棄すれば、自動的に子どもが代襲相続人になる」と考えるのは誤りとなります。

民法上、代襲相続が発生するのは、相続人が死亡している場合、または殺人などによる欠格事由、虐待などを理由とする排除などによって相続権を失った場合に限られます。

そのため、財産がいないからという意思表示や、家庭裁判所での**相続放棄では、代襲相続の原因には、なりません。**

相続を放棄してしまうと、相続人ではなかったものとみなされ、その結果、権利は自分の子に移るのではなく、他の兄弟姉妹や次順位の相続人に移ってしまうことになります。

もし、自分の子（被相続人の孫）に財産を残したいと考えるのであれば、**遺贈する旨の遺言書**を父親に書いてもらっておくか、父親に自分の子と養子縁組をして**「孫養子」**にしてもらっておくのが、確実となります。



源泉所得税の納期限(特例の場合)

給与の支給人員が常時 10 人未満の源泉徴収義務者は、源泉所得税を半年分まとめて納めることができる納期の特例があります。

源泉所得税の納期の特例を受けている場合は、7月10日までに、今年の1月から6月に源泉徴収した金額を、**まとめて納める**ことになります。

直前に慌てないよう事前に準備しておきましょう。

社会保険料の算定基礎届の提出

健康保険や厚生年金の保険料算定の基礎となる、標準報酬月額決定時期がきました。

毎年7月に、その年の4月、5月、6月に支払われた報酬に基づいて9月1日からの標準報酬月額を決定しています。

手続きの対象となるのは、毎年7月1日にその会社に在籍し、社会保険に加入している社員(被保険者)全員ですが、

6月1日以降に被保険者となった方や、7月改訂の月額変更届を提出する方は、対象外です。

算定の基礎となる報酬には、**通勤手当や住宅手当等の手当も含まれ、現物支給**（定期券、食事、自社製品など）も**金銭に換算して報酬に含めますので注意が必要です。**

提出期限は7月10日となっています。

今月のあなたの運勢

血液型編

A型	B型	O型	AB型
4月の慌しさが落ち着き、自分のペースを取り戻せる時期です。人間関係は「丁寧なやり取り」が幸運の鍵です。	チャンスが舞い込む月で、思い切った行動が良い結果につながりやすいです。ただし、勢い任せはNG。確認作業を忘れずに。	人脈が運を引き寄せ、運を運んでくれます。周囲から頼られる場面が増えるので、無理しすぎないように。	アイデアが次々と湧き、創造性が高まり、新しい学びを始めると長続きしそうです。ただ、気分の波が出やすいので、休息を意識して。

優経税理士法人

(経済産業省認定) 経営革新等支援機関
〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48 TOMOS 神楽坂 4 階
TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458
E-mail: ukz@uk-g.co.jp URL: <http://www.uk-g.co.jp>



いつでもお気軽に
お問い合わせください。
スタッフ一同、心よりお待ちしております。